

平成26年度 第3回 ひたちなか市子ども・子育て審議会 会議録

1. 日時	平成26年9月29日(月) 14:00~17:20
2. 場所	ひたちなか市那珂湊支所 3階 第1会議室
3. 出席者	<p><b>【委員】(50音順)</b>            岡田委員, 川崎委員, 川又委員, 上林委員, 関山委員, 谷口委員,            寺沼委員, 照沼委員, 永山委員, 広瀬委員, 宮木委員</p> <p><b>【事務局】</b>            &lt;福祉部&gt;            黒沢部長            &lt;福祉事務所&gt;            久保田所長            &lt;児童福祉課&gt;            井上課長, 鈴木課長補佐, 川崎課長補佐兼保育係長, 沼田主幹, 苫米地主事,            仲田主事            &lt;教育委員会総務課&gt;            岩崎課長, 一木課長補佐兼係長, 萩野谷主任            &lt;青少年課&gt;            阿部参事兼課長, 栗田係長            &lt;健康推進課&gt;            高崎主幹</p>
4. 傍聴者	なし
5. 協議事項	(1) 子ども・子育て支援事業計画について ①教育・保育施設に係る計画(案) ②地域子ども・子育て支援事業に係る計画(案) (2) その他

1. 開会

2. 会長あいさつ  
(略)

### 3. 協議事項

#### (1) 子ども・子育て支援事業計画について

##### ①教育・保育施設に係る計画（案）

事務局により概要説明の後、質疑応答及び意見交換を行った。

（資料No. 1）

質疑応答及び意見交換の主なものは次のとおり。

##### 【委員】

前回、事務局から説明のあった次年度の見込み数の出し方について確認してよいか。

##### 【事務局】

平成27年度については、国の指針に基づいてニーズ調査を行い、幼児期の保育と教育の需要量を算出している。この調査は、全国どこの自治体でも行う必要がある。その内容については、アンケートの結果に基づき、今の保護者の就労とこれからの就労がどのように変わるのか想定し、それによって子どもをどのような幼児施設に預けるのかについて推計を行っている。まず、平成27年度の量の見込みを需要量として作成し、保育のニーズがある世帯の就労状況等によって、1号ないし3号に認定する。平成27年度を見込むことにより、平成28年度以降については人口の推計をベースに試算するため、需要量も年々減っていくということが想定されている。また、0歳児のニーズについては、国の示す量の見込みで試算すると現実と乖離した高いニーズになってしまう。そのため、0歳児に係る保育の量の見込みについては補正を行っている。資料No. 1の8～9ページに本市における量の見込みの補正を示している。補正をしたのは現実と乖離した数値を示した0歳児のみであり、他の年齢については国の指針に基づいて算出を行っている。

##### 【委員】

それでは、平成27年度については問題ないと解釈してよいか。

##### 【事務局】

補足すると、平成27年度の「確保の方策」については、各園とも資料No. 1の11ページにある平成26年4月における実際の受入れ数を追認する形で設定していることから、平成26年度よりも児童数が減る想定である平成27年度においては、待機児童は発生しないことになる。一方、本市の特性として認可外保育所があり、そこに幼児期の保育と教育に係る多くの需要と供給があるのも現実である。それらを踏まえると、国の指針による需要量の見込みについては、実際よりも低く算出されていることも危惧される。今後は、来年度入園に係る実際の申込みについて、分析・評価をしていく必要があるものと考えている。その際、なおも認可外保育所に預けられる児童が多数いる場合には、その数を需要量として計画値に加算する必要が生ずることも考えられる。需要量が増えれば新たな供給も必要となることから、需要量を上方修正する必要が生じた場合には、供給量を確保するために認可外保育所を認可するのか、既存の保育園及び幼稚園でカバーできるのかの判断が必要となってくる。今回の計画は現状追認で試算しているので、来年4月の受入れ体制については確保できているものと考えている。

##### 【委員】

資料No. 1 の 1 2 ページで幼稚園の利用定員について、現在の認可定員から 6 1 0 人減らしているが、受入れ体制については問題ないと考えてよいのか。

【事務局】

お見込みのとおりである。

【委員】

そうすると、平成 2 8 年度以降の問題としては何があるのか。

【事務局】

先程も申し上げたが、認可外保育所に預けられている児童の数をどのように捉えるかという課題がある。今回の計画では、認可施設だけで供給は足りていることになる。しかし、平成 2 7 年度になっても認可外保育所に児童が多数いる場合には、認可外保育所の取扱いを考える必要がある。平成 2 8 年度からは、私立幼稚園もこの制度に加わるとともに、公立の保育所及び幼稚園のあり方についても検討が必要となることから、平成 2 8 年度以降の計画については大幅な修正が必要となる可能性もある。

【委員】

認可外保育所に対してヒアリングは行っているのか。

【事務局】

今回は行っていないが、本年 5 月の段階で認可への意向等について伺っている。本市には 6 0 人を超える児童を預かっている認可外保育所が 2 園あるが、それぞれ安定的に経営を行っていくために認可保育所や認定こども園に移行したいとのことであった。新たに認可するためには、それに見合う需要量の見込みが必要であるが、今回の計画では認可施設で供給量は足りているという現状もある。このため、認可外保育所を今年度中に認可することは現時点では想定していない。今後の児童数の推移を踏まえたうえで、計画の変更が必要な場合には審議会にお諮りしたい。

【委員】

認可外保育所へ預けるのは、認可保育所に入れない児童が流れてくるだけでなく、その運営・経営に魅力があるからで、それは今後もなくならないのではないのか。認可外として枠外に出すのではなく、最終的には取り入れる議論も必要ではないのか。

【事務局】

前回の審議会で示したアンケートの結果で、認可外保育所を選んだ重要度を聞いた設問で、「保育サービスや教育内容の重要度」について、「かなり重要であった」が 3 9 %、「やや重要であった」が 4 4 %あり、認可外保育所の運営等に魅力を感じている保護者が多くいることが分かっている。それが、認可外保育所だからできる運営なのか、認可保育所になっても可能なのかについては更なる検証が必要と考えるが、いずれにしても認可外保育所のあり方については、本市にとって非常に重要な事項であると認識している。

【委員】

先程、平成 2 8 年度に計画を見直す可能性が示されたが、保育所の利用定員については、施設的にまだ増やす余裕があるのか。

【事務局】

施設的には余裕がある園は多いが、ヒアリングの中では、各園の保育理念等により現在の預かり体制を保って行きたいという園が多くあった。

**【委員】**

幼稚園の定員について補足すると、昭和50年代に幼稚園需要が急増した時期があり、その時の施設受入れ上限数をもって設定した定員がそのままになっていることから、実際の児童数との乖離が生じている。

**【会長】**

その他に、ご意見等ありますか。

**【委員】**

(なし)

**【会長】**

それでは、協議事項「(1) 子ども・子育て支援事業計画について」のうち「①教育・保育施設に係る計画(案)」については、事務局案のとおり進めていくことでよろしいか。

**【委員】**

異議なし。

(1) 子ども・子育て支援事業計画について(②地域子ども・子育て支援事業に係る計画(案))  
事務局により概要説明の後、質疑応答及び意見交換を行った。

(資料No.2, 参考資料No.2 関連, 資料No.3, 資料No.4)

質疑応答及び意見交換の主なものは次のとおり。

(利用者支援事業について)

**【委員】**

現在、私立保育所において、2名の職員を配置して子育て支援拠点事業を行っている。以前は月曜日に相談日を設けていたが、現在は利用者が増加した関係から、通常の運営の中で相談を受けるようになったため、込み入った相談については時間を掛けて対応できないのが現状である。私立保育所にも、補助金を出すなどにより、コーディネーターの配置を検討してもらいたい。

**【事務局】**

この事業については、国からの補助金があるものと考えているが、現時点では補助金交付要綱等は示されていない。市としては、補助金が入ることを前提にしており、来年度はモデル事業として公的に実施し、その効果を検証したうえで、必要があれば事業を拡大していきたいと考えている。

**【委員】**

保育所に置くのを前提にするのではなく、それぞれの地域の拠点となる施設に置くべきではないか。また、勝田地区に置くのであれば、湊地区にも置くべきである。例えば、湊地区であれば支所への配置等を検討すべきである。

**【委員】**

利用者支援事業を行うのであれば、保育所の子育て支援拠点事業において実施するよりも、独立した施設に設置したほうが効果的と考える。

**【事務局】**

ただ保育所に併設するというと、保育所で実施するように感じるかもしれないが、子育て支援センターひまわりは、年間に1万5千人もの親子が利用する子育ての拠点となっている施設である。市としては、予算の関係もあることから、この多くの親子が利用する施設においてモデル的に実施して、その効果を検証したいと考えている。そのため、今回の計画においては、この事業を提供する範囲を示す提供区域についても「当面の間、市内に1箇所」としており、効果を量ったうえで事業拡大の検討を行う考えである。しかし、今回の審議会において2箇所必要だということであれば、この事業に係る量の見込みを2箇所にする 것도可能であるため、十分な審議をお願いしたい。

**【委員】**

子育てサロンは、それぞれの地域において活動がされているが、それは地域に需要があるからであり、利用者支援事業もこれと同じで、地域ごとに必要な事業ではないか。本市には市を代表する子育ての拠点となる施設、核となる施設がないのだから、今の段階で1箇所だけに設置するのでは、市全体への効果が期待できないのではないか。モデル事業ではなくて、重点的に取り組んでいくのも必要ではないか。

**【事務局】**

建設的な意見を頂いたと感じている。量の見込みを1箇所から2箇所にするという意見であるため、審議会として協議を進めていただきたい。

**【委員】**

幼児教育の現場においても「気になる児童」は増えており、健康推進課やみんなの未来支援室に繋いでいただいているが、件数が多いため対応に時間が掛かっている。このような「気になる児童」に関する相談は、今後は利用者支援事業に集約されるのか。

**【事務局】**

幼児施設からの相談については、これまでの相談経路と同じになる。

**【会長】**

多くの意見が出たが、まとめてみると子育てコーディネーターの位置づけを行ったうえで、まずは「ただ保育所に併設する子育て支援センターひまわり」に置いてみるということであり、それだけで全体の件数を裁き切れないとなれば、更に増やしていくということでしょうか。

**【事務局】**

初めて実施される事業であるため、その効果を量る必要があるものと考えている。この段階で必要量を増やすにしても、どの位の数にするかについても指標がないため、今回は1箇所として提案し、拡大等については一定の評価をしたうえで審議会にお諮りしたい考えである。

**【委員】**

確認であるが、今回の利用者支援事業のターゲットは、保育所等で実施している保育所の

保護者に対する相談ではなくて、保育所を利用する保護者以外の支援を行おうとするものと考えてよいか。

**【事務局】**

そのとおりである。

**【委員】**

そうであれば、民間の保育所における実施では、そこに通っている保護者しか恩恵を受けられないことになる。この事業は、公的な子育て支援センターで実施すべきであるが、周知がとても重要になると考える。

**【事務局】**

周知については、現在も課題があると認識しているので、更なる周知については検討をしていきたい。

**【委員】**

支援室というのがあれば、利用し易いのではないか。

**【事務局】**

民間では、他の幼稚園や保育所を第三者的に紹介するのは難しい場合もあると思うので、利用者支援事業は公的機関に置くことは妥当と考えている。

**【委員】**

子育てコーディネーターというネーミングがあまり良くないと感じる。ネーミングは人を集める非常に大事な要素になってくると思う。コーディネートとは調整をするという意味であるが、自分の子どもを調整されると考える保護者もいると思う。やはり相談し易い場所にするためには、ネーミングを含めて敷居の低い事業が求められていると感じる。コーディネーターという横文字にされると、ご年配の方からは敬遠される施設になってしまう。子育ての拠点は、ご年配の方も含めた多くの地域の方々が集う施設になって欲しい。ネーミングが決まっていなければ、多くの世代に馴染むように「支援」や「相談」とか「ルーム」などの柔らかい言葉を入れて考えて欲しい。

**【事務局】**

ネーミングについては今のご意見を参考に、利用し易い名前を考えていきたい。

**【委員】**

津田地区に置くことで良いが、出張や出前事業を実施して利用の拡大を図ってほしい。

**【会長】**

利用者支援事業については、人数、場所、ネーミングについて多くの意見が出されたが、議論を進めるなかで気になったのは、コーディネーターが1名だけということである。1名だけでは、この事業を評価するときに、その評価が事業の評価ではなくて、その個人の評価になってしまうのではないか。

**【委員】**

子育て支援センターひまわりに勤務していたが、職員は保護者からの相談を常日頃から受けている。しかし、施設には相談室もあるが深刻な悩みの相談については、敷居が高いのか、利用を躊躇する保護者が多いのが現状であった。利用者支援事業を実施することは素

晴らしいと感じているし、モデル事業として実施するのも良いが、保護者は敷居の低い場所で、気軽に相談できる雰囲気をととても重要視していることを考慮して欲しい。

**【会長】**

悩みを持っている保護者にしてみれば、秘密性を保持したい方も、気軽に相談したい方もおり、色々な要素が求められると思う。今回の計画としては、まずは子育てセンターひまわりに1名置くということであるが、どのように審議していくか。

**【事務局】**

コーディネーターを1名置くという表現をしたが、利用者支援の機能を子育てセンターひまわりに置くと考えてもらいたい。専門職員は配置するが、組織として機能させていきたいと考えている。

**【委員】**

場所の問題について、もっと議論を深めて欲しい。モデル事業を1つ実施しているのでは、市民のニーズに追いつかない。2箇所は最低実施して欲しい。費用については、財源の付け替えなど方法はいくらでもあるのではないか。

**【事務局】**

量の見込みについては1箇所に固執している訳ではなく、審議会において何箇所必要なのかを議論いただければと考えている。体制の確保については、その量の見込みの数を目標にしていくことになるので、予算が確保できれば実施をしていくことになる。

**【委員】**

この事業は絶対に必要な事業であると考えている。本市のような大きい市において1箇所しかないのでは問題である。重点的に実施して欲しい。

**【委員】**

この事業のほかに、今やっている子育て支援事業を有機的に繋げるようなアプローチや、事業の周知を強化していく必要も感じる。

**【会長】**

では、この利用者支援事業は、初年度に何箇所で実施することが望ましいと考えるか。

**【委員】**

2箇所は必要ではないか。津田地区で実施するならば、湊地区にも置いていいのではないかと思う。勝田地区と湊地区を分けて考えるわけではないが、例えば「しあわせプラザ」という素晴らしい施設の存在を知らない勝田地区の住民も多い。逆に言えば、湊地区の住民は津田に子育て支援センターがあることを知らないことも考えられる。

**【委員】**

保育所長経験者をコーディネーターに充てる予定とのことだが、その職員がすぐに市民の求めるコーディネートができるとは限らないので、横の連携を図ってスキルアップしていくことも考慮して2人以上は必要と考える。また、横浜市など既にモデル事業として実施して成功しているところもあるので、情報収集をするなど体制を整えて頂きたい。

**【会長】**

委員の皆さんの意見では少なくとも2箇所ということであるが、事務局としてはいかがか。

**【事務局】**

事務局としては、今回1箇所計画となったが、財政的なことを考慮し今回の提案となっている。市としては、この事業の他にも、来年度から母子健康事業のなかで、妊産婦や乳幼児を持つ保護者を対象に、母子健康に係るコーディネーターの配置も予定しており、切れ目のない支援体制を構築したいと考えている。また、次にセンター型の子育て支援センターの建設について提案を予定しているが、センターを新設できた時には、その施設への設置も考えられる。また、湊地区についても現在の支所を取り壊して、新たな施設を建設するときには、コーディネーターの配置を検討するなど考えられる。平成27年度は1名となっているが、モデル事業として実施するため1名であることを理解頂きたい。

**【会長】**

審議会としては、初年度から2箇所必要であるという意見が多いため、実施に向けて配慮頂きたい。

**【事務局】**

量の見込みとしては、2箇所以上必要であることは十分に理解できた。今回は計画の中間取りまとめであるため、最終的な計画での修正について検討をしたい。来年度の予算要求については、今回の意見も伝えていきたい。

**【会長】**

利用者支援事業に係る審議については以上としたい。

**(子育て支援拠点事業)**

事務局より、保育所併設型の子育て支援拠点事業に加え、センター型として独立した子育て支援拠点施設1箇所の新設を見込んだ計画案を説明。

**【委員】**

平成30年度に1箇所との計画案であるが、できるだけ早く設置すべきである。水戸市の「わんぱく」のような施設が理想であるが、多額の財政負担をしてまで実施しなくてもよいと思う。学校の空き教室などを利用することも一つの考えである。東京都などでは学校の空き教室を利用して子育て支援センターを設置しているとも聞いている。もし、市内に現在利用していない広い施設があれば、その再利用を考えてみてはどうか。あとは中身の問題である。今の保護者が求めているのは、土日に開設するお弁当等をその施設内で食べられ一日中利用できる施設である。

**【事務局】**

現在、学校には空き教室はない状況である。既存施設を利用して効果が上がるのであれば、それに越したことはないと思うが、センター型の子育て支援拠点施設は市内に1箇所を考えているため、市の中心に設置するとなると適当な未使用の公共施設はないのが現状である。また、水戸市の「わんぱく」や「はみんぐぱく」を視察してきたが、独立した開放感のある専用の施設であるところに魅力があると感じた。更に、年間7千人強のひたちなか市民が、この水戸市の2つの施設を利用している事実もあり、本市にも本当の意味で拠点となる子育て支援施設が必要であると痛感した。施設建設にどの位の予算が必要な



のか具体的な試算はしていないが、平成29年度までであれば、中心市街地の都市再生整備計画に位置づけることを前提に、国のまちづくり交付金を充当できる可能性がある。位置づけられれば、国からの交付金が事業費の4割充当できるとともに、市の裏負担である6割分にも90%の起債をすることができる。保育関係の補助金についても確認をしたが、子育て支援拠点センターの建設に係る補助金はなかった。

**【委員】**

そのような交付金があるならば、積極的にやるべきである。

**【事務局】**

まちづくり交付金は国土交通省管轄の交付金事業であり、中心市街地に新たな市民の流れを創出するなど、まちづくりの観点から計画を策定したうえで、子育て支援センターなどの市民交流拠点施設の築造費にも交付金が充てられるものである。

**【委員】**

前回の審議会において、子育て支援施設の重要性について発言したが、今回、このような具体的な提案があったことに感謝したい。いい物を、長く使う物を造るというタイミングは、いつでも良いということではないと思う。子どもは母親だけで育てるのではなく、子どもは皆で育ててこそ、温かい強い子が育つと思っている。それには、高齢者の存在が非常に重要であると考えている。体育館をイメージすると分かり易いが、階段もなくバリアフリーな広い空間が必要であり、そこで赤ちゃんやそのお母さんだけが利用するのではなく、その間仕切りのない空間に様々な世代が集えるような施設が良い。高齢者がボランティアで、子育ての支援をしても良い。いい物を長く使えるような施設にして欲しい。今回の提案は、ひたちなか市のまちづくりや復興の目玉事業になると思うし、国のためにも、市のためにも、子どものためにも、親のためにもなる事業であると感じた。

**【会長】**

センター型の子育て支援拠点施設は、子育て世代だけではなく、若者やその他の世代に対しても、その意義や目的を示せるという意見であると感じたが、他の委員はいかがか。

**【委員】**

同じ考えである。他の自治体を視察したことがあるが、その自治体には3世代を対象とした交流拠点施設があった。その施設は、2階建ての民間大型小売店が撤退した後に市が購入し、その2階部分が子育て支援を含めた3世代の交流拠点であり、1階はスーパーマーケットであった。駅に近いことから、多くの利用がある施設であった。このような施設は、単独施設ではだめで、まちのセンターにあることが重要であり、まちづくりの一環として取り組む必要がある。本市でも、まちづくり株式会社が設立されるのであるから、是非、それとマッチさせて動かないとだめである。本市は、単独施設が多く、ばらばらである。湊地区に「しあわせプラザ」という立派な施設があるが、結果的に単独である。センター型の子育て支援拠点施設については、是非まちづくりという観点から取り組んでもらいたい。

**【委員】**

未来が明るくなった気がする。わくわくする提案と感じた。市民の方々が、こういう事業

計画があることが分かれば、特にお母さんたちは楽しみにすると思う。

【委員】

運営の中で、私達のような児童を預かっている事業者、民間の保育園にしても幼稚園にしても、何かお手伝いができることがあれば是非協力したい。

【委員】

それぞれ必ず力になれることがあると思う。

【事務局】

非常に前向きなご審議をいただき、できる限り実現に向けて取り組みたい。実際に取り組めるようになった時には、これまで子育てサロンを運営してきて頂いた皆様や本市の幼児期の保育・教育を支えて頂いている皆様のご協力を賜りたい。

【会長】

財政的な部分をクリアするなど、これから大変なことも多いであろうが、この事業については積極的に推進していくということによろしいか。

【委員】

異議なし。

(病児・病後児保育事業について)

事務局より、保育所併設型の病児・病後児童保育事業に加え、病院型として独立した病児保育事業について説明。

【委員】

医師法17条があって、看護師は医師の指示なしに医療行為はできないため、保育所では点滴をすることも薬を飲ませることもできないのが実状である。

【事務局】

現在、病院型として独立した病児保育事業を実施しているのは湊地区にある1箇所である。経営する先生からは、需要が多く市内に1箇所ではとても足りないとの話しを頂いた。また、風邪をひく子は何回も風邪をひくし、熱を出す子は何回も熱を出す傾向があり、その度に保護者が仕事を休んでいては会社を解雇されてしまうとの話しもあった。

【委員】

現状では病気の児童を預かれるのは、事務局から説明があったとおり湊地区の病院の隣にある施設だけである。市内には大きな病院が多くあるのだから、もっとあっていいと思う。勝田地区にも必要である。本音を言えば、病気のときぐらい親が見るのが良いと思うが、その度にいつも仕事を休めない親の事情もある。

【事務局】

病院型の病児保育事業の必要性については、委員の皆様にご理解いただけたと感じた。実現に向けては、市役所が病院を経営することは現実的でないため、医師会等関係機関と協議をする必要がある。今回は、本市に新たな病院型の病児保育事業が必要であるかについてご審議頂きたい。

【会長】

病院型の病児保育事業の必要性については、委員の皆さんも認識いただいているようなので、事務局の提案のとおり、今後関係機関との協議を進めるということで、現時点では課題ということで捉えてよいか。

**【委員】**

異議なし。

(放課後児童健全育成事業について)

事務局より、本市における放課後児童健全育成事業の実状等について説明。

**【会長】**

まずは、「専用区画の面積」と「1クラス当たりの児童数」に絞って審議を進めたい。例えば、中根小学校では、1人当たりの専用面積は0.86㎡で、平均の利用率は52.7%となっており、平均的にみると約半数しか利用していない。この平均利用率で計算すると、1人当たりの専用面積は1.62㎡となり、国の示す概ね1.65㎡となる。事務局からも、平均利用率で考えていくと、国の示す概ね1.65㎡を下回る小学校は何校かあるが、国の示す基準を満たさない学校でも、それ程ぎゅうぎゅう詰めの状態ではないとの説明があった。

本市の状況としては、国の示す「専用区画面積1人当たり1.65㎡」と「1クラス当たりの児童数40人」の基準については猶予しないと、公設の学童クラブに入れない児童が多く出てしまう状況にある。公設の学童クラブを希望する児童を受け入れていくためには、国の示す基準を猶予しなければならないということになると思うが、待機児童を出しても国の基準を厳格に適用させるべきか、待機児童を出さないように一定の猶予をして進めていくのか、委員の皆さんの考えをお聴きしたい。

**【事務局】**

国の基準どおりであると、3年生の受け入れでも待機児童が出てしまう現実がある。また、本市の定員がなぜ70人単位になっているのかについては、平成21年度に国が定めた学童クラブの補助金ガイドラインで、健全な事業の一つの集団の規模は70人と決めたことに起因する。それまで、本市は定員を設けていなかったが、この時から1クラス70人を上限としてきた。

**【委員】**

社会教育委員をしていた時に、多くの学童クラブを見てきたが、基準を満たさない施設も多くあった。また、夏場であるのに扇風機も置いていない施設もあったし、体調が悪くなった児童が横になる部屋もなかった。このことから、ある程度の基準を設けることは大事であると思うが、ただ、登録人数で基準を満たそうとするのには無理がある。利用定員からみれば概ね国の基準を満たしているのであれば良いと考える。

**【委員】**

一番下の子どもを学童に預けていたが、その時はぎゅうぎゅうの状態であった。これから児童数は減少すると思うが、消費税が上がっているのもあるし、下の子供が学校に入ると

働こうと思うお母さん達も増えると思う。そうすると学童クラブに入れようとする保護者も増えてくると思う。また、対象学年を何年生までにするといっても、家庭によって違うし、学年の制限があると兄弟がいる場合、下の子は学童で上の子は家に帰っているというのにも違和感を覚える。5、6年生になると6時間授業なので帰ってくるのも遅くなることもあり、6年生まで拡大する必要もないと思う。ただ、家庭の状況や兄弟の状況もあるので、柔軟に対応してもらいたいと思う。

**【委員】**

学童について詳しくないので教えて欲しいが、登録していながら利用しないのはどういう理由か。

**【委員】**

習い事ではないか。

**【委員】**

サッカー少年団やスイミングであるとか、習字やピアノなど多くの習い事がある。平日に仕事が休みの家庭もある。

**【事務局】**

民間の学童に入っている児童が、公設の学童にも登録していることがある。これは、民間学童の職員が迎えにくるまで、公設の学童にいる必要があるためである。また、先程の兄弟がいる場合の取扱いであるが、保護者からの承諾があれば「兄弟下校」というものを実施している。公設の学童は親の迎えが原則であるが、同じ学校に高学年の兄弟がいる場合には、学童へその兄弟が迎えに行き一緒の下校を認める制度である。

**【会長】**

事務局に確認をしたいが、本市では「専用区画の面積」と「1クラス当たりの児童数」については、国の基準に対してある程度猶予をしなければ、待機児童が出てしまうということではよいか。

**【事務局】**

その通りである。

**【会長】**

では、待機児童を出しても国の基準を厳格に適用させるべきか、待機児童を出さないように一定の猶予をして進めていくのか、委員の皆さんの考えをお聴きしたい。

**【委員】**

スペースがなければ、猶予するしかないと思う。

**【委員】**

猶予してやって頂かないと待機児童が出てしまうので、猶予してでも受け入れるべきである。

**【委員】**

現状の利用率を勘案すべきである。もう一つは、教育委員会は本市では何年生まで受け入れていくのかのターゲットを定めていかないといけないとだめである。今は3年生まで、スペースがありませんでは何の進歩もなくなってしまう。

【委員】

これから女性がもっと働けるようにするためには、学童クラブの役割は大きくなっていくと思う。お母さん達は、学校における多目的延長保育を求めていると思う。本市の現状としては、申し込んでいる人数と利用している人数が違っているということであるから、利用者ベースでみると国の基準に近いことになる。しかし、待機児童を出さないためにも、基準については猶予することにより。

【委員】

基準について猶予したほうが良い。

【委員】

猶予することにより。

保険については、学校の保険が適用されるのか。

【事務局】

入会時に、保険代として1年間で800円を徴収している。

【委員】

スポーツ健康センターの保険は利かないのか。

【事務局・委員】

出るはずである。

【委員】

本市は利用料が無料であるが、他では月額6千円も徴収している自治体もあると聞いている。利用料を徴収しないから、登録だけをしている保護者ができるのではないか。実際の利用者が少ないのだから、弾力的に運用してもよいのではないか。

【会長】

無料でやっていることについては、本市として誇れることではないかと感じる。

【事務局】

そういう評価も頂いているが、その分設備面が悪いとの意見もある。

【会長】

その他の委員さんはいかがか。

【委員】

猶予することにより。

【委員】

猶予することにより。

【委員】

学童に入れる基準はどうなっているのか。希望すれば誰でも入れるのか。

【事務局】

以前は基準を定めていなかったが、平成21年度から保育所の入所と同様に、保護者の就労等による保育に欠ける要件が必要である。

【委員】

先程、習い事がある日は利用せず、習い事がない日は利用するとの説明があったが、保育

に欠けているのであれば、親は迎えに来ることはできないと思うが。

【事務局】

確かに違和感はあるが、フルタイムの就労だけを認めている訳でないし、全ての曜日に保育に欠けているとも限らないので、保護者が調整しているのかもしれない。

【委員】

学童に入らないと遊ぶ友達がなくなるので、入るということもあるようだが。

【事務局】

そういうこともあるかもしれないが、全ての申込み者に対して要件の審査はしている。

【委員】

基準については猶予することよい。

【会長】

すべての委員さんに確認をしたが、国の示す基準の適合については、全員が待機児童を出さないように猶予するべきとの意見であったので、それを委員会としての審議結果とする。なお、対象年齢については、ここでは審議をしないことにする。対象年齢をもっと引き上げても、待機児童が多数発生するのでは意味がない。事務局としては、来年度は何年生まで受入れることを考えているのか。

【事務局】

受入れが可能であれば1学年でも拡大した方が良く考えるので、4年生まで拡大したいが、実施するならば市内の全小学校で統一したいので、3年生で実施するしかないと思う。ただ、今後も利用学年の拡大に向けて検討をしていきたい。

【会長】

ただいま利用対象の学年について事務局より説明があったが、委員の皆さんの意見はいかがか。

【委員】

来年度の話ではないが、受入れ学年の拡大について、実際の利用率を掛けた一人当たり面積を出して検討するべきである。

【会長】

利用対象学年については、これまでの委員の意見等を参考に事務局において更に検討をしていただきたい。では、学童クラブについては、以上でよいか。

【委員】

なし。

【会長】

以上で、審議事項は終了とする。

(2) その他

事務局より、次回会議開催予定について現在未定である説明がある。

その後閉会